原子力規制委員会の取組の概要

(対象期間:平成27年3月11日~平成28年3月10日)

原子力規制委員会は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東京電力福島第一原子力発電所」という。)の事故の教訓を踏まえ、従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制等の事務を一元的に担う組織として、平成 24 年 9 月に設置された。

平成 27 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 10 日までの 1 年間における、原子力規制委員会の取組の概要について、以下のとおり取りまとめた。

1. 原子力規制行政に対する信頼の確保

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要である。

原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

(1)原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

これまでに引き続き、原子力規制委員会は、組織理念に基づき、科学的・技術的見地から、 公正・中立に、かつ独立して意思決定を行った(原子力規制委員会の開催状況等については 表1及び表2参照)。

中立性の確保については、平成 24 年 9 月に決定した原子力規制委員会委員の行動規範や外部有識者の選定に当たっての要件等を遵守し、業務を遂行している。平成 27 年 9 月 19 日に新たに就任した伴委員についても、就任前 3 年間の寄付等の情報を就任日に公開した。

透明性の確保については、原子力規制委員会、審査会合及び各種検討チーム等を公開で開催するとともに、これらの議事録及び資料の公開、インターネット動画サイトによる生中継に加え、委員3人以上が参加する規制に関わる打合せ及び被規制者との面談の議事概要等の公開、幅広い報道機関に対する積極的な記者会見(原子力規制委員会委員長定例会見は週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングは週2回)を継続し、意思決定の透明性を確保している。

また、国内外の多様な意見を聴くため、外部とのコミュニケーションとして、以下の取組を行った。

<事業者とのコミュニケーション>

原子力事業者の安全性向上に関する活動及び現行の規制制度の改善案等に関する意見を 聴取するため、平成 26 年 10 月から開始した主要な原子力施設を保有する事業者の経営責 任者及び原子力部門の管理責任者との意見交換を引き続き実施し、平成 27 年 9 月に、当初 予定していた 12 事業者との意見交換を終了した。 平成27年10月28日の原子力規制委員会において、それまでの意見交換の結果の総括及び今後の意見交換の継続に当たっての考え方を議論した。その結果、今後は、経営責任者が能動的に意見を述べ、より充実した意見交換とするため、議題については極力制限を設けずに、事業者側から提案された議題等を含めて意見交換を行うこととした。

この方針に基づき、平成28年2月3日の原子力規制委員会では、九州電力株式会社の経営責任者と2回目の意見交換を行い、事業者側から提案された議題についても意見交換を行った。今後も同様の意見交換を順次行う予定である(開催状況については表3参照)。

このほか、個別に課題を抱えている事業者の経営責任者と、原子力規制委員会の場で意見 交換を行っている(開催状況については表4参照)。

<地方公共団体等とのコミュニケーション>

原子力規制委員会では、地方公共団体や全国知事会等の団体との面会を行っている。原子力規制委員会委員長は、平成27年8月20日に全国知事会原子力発電対策特別委員会委員長と、平成27年8月24日に全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長と、面会を行った。また、原子力規制委員会委員長は、平成27年10月、8日間にかけて福島県を訪問し、14市町村の首長と面会を行い、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の現状等を説明し、意見交換を行った。さらに、原子力規制庁長官や次長も、地方公共団体の首長や全国知事会等の代表者との面会を行っている。このほか、原子力規制庁職員が、立地自治体、地域住民等に対し、新規制基準適合性審査の結果や原子力災害対策指針の内容について説明を行う等、原子力規制委員会委員長だけでなく様々なレベルで地方自治体とのコミュニケーションの充実に努めた。

<国内外におけるその他のコミュニケーション>

原子力規制委員会における各種検討会合において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用した。また、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づくパブリックコメントに加え、同法において要求されていないパブリックコメントをこの1年間で計6件実施し、積極的に国民の意見を募集した。さらに、原子力規制委員会では、米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する3名の有識者を国際アドバイザーとして委嘱している。平成27年11月には、その国際アドバイザー3名と原子力規制委員会委員長及び各委員との意見交換を行った。

(2) 組織体制及び運営の継続的改善

① マネジメントシステムの本格的な運用と改善

原子力規制委員会は、業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、原子力規制委員会マネジメント規程(平成 26 年 9 月 3 日原子力規制委員会決定)に基づくマネジメントシステムについて、平成 27 年 4 月から本格的な運用を開始した。また、平成 27 年 5 月 27日の原子力規制委員会において、「原子力安全文化に関する宣言」を決定し、原子力規制委員会が原子力安全文化の醸成に取り組む姿勢を組織内外に明確に示した。

平成 27 年度においては、このマネジメントシステムの下、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第1期中期目標」、「原子力規制委員会平成 27 年度年度重点計画」等に沿って業務を実施し、上期末及び下期末において、マネジメントレビューを行い、マネジメント上の課題を抽出して、それらの改善に向けた取組を実施した。また、内部監査も実施し、業務上の課題を抽出して対応を促した。内部監査を実施した結果、監査機能の強化を図る必要があると判断し、平成 28 年度機構要求にて「監査・業務改善推進室」を要求し、政府案として容認された。

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)に基づく原子力規制 委員会の政策評価については、マネジメントシステムとの連携を図った上で、平成 26 年度 実施施策の事後評価、平成 27 年度実施施策の事前分析を行い、平成 27 年 8 月 26 日に評価 書を取りまとめた。

② IRRS の受入れと指摘への対応

国際原子力機関(IAEA)は、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューとして、総合規制評価サービス(IRRS)を実施している。原子力規制委員会は平成 25 年 12 月に IRRS の受け入れを決定してから自己評価書の作成を進め、平成 27 年 10 月 28 日の原子力規制委員会において、自己評価書作成の過程で浮き彫りにされた課題に対する要改善措置を取りまとめた。

また、平成 28 年 1 月 11 日から 22 日にかけて IRRS ミッションチームが来日し、IRRS ミッションチームによるレビューが行われた。IRRS ミッションチームは、そのプレスリリースにおいて "日本の原子力及び放射線の安全に係る規制機関が、2012 年の設置以来、独立性及び透明性を実証しつつ規制活動に取り組んできた"と言及する一方、"原子力施設が再稼働していく中で、規制機関の技術的能力を更に強化する必要がある"こと等を指摘した。

IRRS ミッションの最終報告書は、ミッション終了から約3か月後の平成28年4月頃にIAEAから原子力規制委員会に提示される予定である。原子力規制委員会は、IRRSミッションチームとの議論を通じて課題として認識したもの及びIRRSミッション受入れのために行った自己評価の過程で浮き彫りにされた要改善事項について、最終報告書の提示を待たずに、できるところから課題解決に向けた取組を開始するとの方針の下、既に検討を開始している。

(3) 国際社会との連携

原子力規制委員会は、原子力規制の向上のために、国際機関との連携や諸外国の原子力規制機関との協力を積極的に図っている。

これまでに引き続き、原子力規制委員会は、国際機関との連携として、国際原子力機関 (IAEA) や経済協力開発機構/原子力機関 (OECD/NEA) の常設委員会 (安全基準委員会 (CSS)、原子力施設安全委員会 (CSNI)等)を含む各種会議に参加し、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子

力安全の向上のための情報・意見交換を行った。

また、諸外国の原子力規制機関との協力については、国際原子力規制者会議(INRA)、 日中韓上級規制者会合(TRM)等への参加、諸外国の原子力規制機関との情報交換等を実施した。さらに、各種国際条約に基づく各種会合への参加等も行った。

(4) 法的支援・訴訟事務への着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について、関係機関と連携しつつ対応を行った。具体的には、この1年間において、現在係争中の43件及び判決があった2件の訴訟について、法務省・法務局等と協力して、迅速かつ適切に準備書面の作成、証人尋問への対応等を行った。また、原子力規制委員会発足後初となる発電用原子炉設置変更許可処分に係る異議申し立てについて、適切に処理した。

2. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

(1) 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

① 規制制度や運用の継続的改善

IRRS ミッションの受入れ準備の一環として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)等の規制制度の見直しの方向性について、平成27年10月9日及び28日の原子力規制委員会において議論を行い、特に検査制度については、諸外国の検査制度等も参考にしつつ、改善に取り組むこととした。このほか、廃棄物埋設施設の施設確認及び廃棄体確認に係る検査制度についても、見直しを検討することとした。

また、保安検査のあり方については、平成 24 年度から検討を行っており、平成 27 年 8 月 19 日の原子力規制委員会において、この時点における検討結果を取りまとめた。取りまとめた事項のうち、「抜打ち型検査及び職員インタビュー手法」については、平成 27 年度の実用発電用原子炉に係る保安検査において本格運用を開始しており、その他の事項も含め、運用を行いながら改善を継続していくこととしている。

② 緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し

平成 26 年 7 月から検討を開始した緊急作業時における被ばくに関する規制の見直しについて、パブリックコメントや放射線審議会への諮問を経て、平成 27 年 8 月 5 日の原子力規制委員会において関係規則等の改正案を決定し、同月 31 日に公布した(平成 28 年 4 月 1 日施行予定)。

(2) 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

① 実用発電用原子炉に係る審査・検査の実施

実用発電用原子炉については、原子力規制委員会が平成25年7月に新規制基準を施行した後、これまでに11事業者から16原子力発電所26プラントについて、新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出された。これらの申請については、原子力規制委員会において了承された方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、この1年間に審査会合を計134回開催した。

このうち、加圧水型原子炉(PWR)に関しては、四国電力株式会社伊方発電所(以下「伊方発電所」という。)3号炉について、発電用原子炉設置変更許可申請書に対する審査の結果の案を取りまとめ、事業者の技術的能力や原子炉の構造、設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集、審査結果の案に係る経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取を行った。これらの結果を踏まえ、平成27年7月15日の原子力規制委員会において審議し、伊方発電所3号炉に関する設置変更許可を行った(審査状況は表5を参照)。

なお、原子力規制委員会は、審査全体を効率的に進める工夫にも取り組んでおり、審査書を作成する際には、適合性審査の結果のみならず主な論点等も併せてまとめている。また、平成 27 年 11 月 11 日には、これまでの審査結果を踏まえ、適合性審査で確認すべき事項を整理し、約 1800 ページにわたる「伊方発電所 3 号炉に係る新規制基準適合性審査の視点及

び確認事項」を公表した。

このほか、この1年間において、計4プラントの工事計画の認可を行った。

また、沸騰水型原子炉(BWR)に関しては、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉、中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉、東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号炉並びに中部電力株式会社浜岡原子力発電所 4 号炉について、合同での審査会合を実施する等の審査の効率化を図ってきたが、更なる効率化のため、平成 27 年 8 月 6 日の審査会合において東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉を集中的に審査する対象として選定し、審査を進めている。

さらに、九州電力株式会社川内原子力発電所(以下「川内原子力発電所」という。)1号炉及び2号炉並びに関西電力株式会社高浜発電所(以下「高浜発電所」という。)3号炉及び4号炉に係る使用前検査において、認可された工事計画に従って工事が行われているかどうか等を確認し、川内原子力発電所1号炉に関しては平成27年9月10日に、川内原子力発電所2号炉に関しては平成27年11月17日に、高浜発電所3号炉に関しては平成28年2月26日に使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付した。なお、高浜発電所4号炉に関しては厳正かつ適切に検査を進めている。

このほか、原子力規制委員会は、原子力施設近傍に原子力規制事務所(全 22 カ所)を設置し、原子力保安検査官等を配置している。これまでに引き続き、現地駐在の原子力保安検査官を中心に、実用発電用原子炉を対象として、保安規定の遵守状況等の検査(保安検査)を定期的に実施したほか、施設の形態を踏まえた、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行った。また、発電用原子炉については、発電用原子炉設置者が行う安全確保上重要な行為等に対する保安検査等を実施した(全国の発電用原子炉の検査等の結果については表 7 参照)。

② 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

核燃料施設等については、原子力規制委員会が平成 25 年 12 月に新規制基準を施行した後、これまでに 9 事業者から 20 施設の事業変更許可申請等が提出された。これらの申請について、原子力規制委員会において了承された方針に基づき、審査会合等において厳正かつ適切に審査を行っている。

具体的には、再処理施設(日本原燃株式会社再処理事業所)及びMOX燃料加工施設(日本原燃株式会社再処理事業所)については、原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、ウラン燃料加工施設(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所等)及び試験研究用等原子炉施設(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3、国立大学法人京都大学臨界実験装置(KUCA)等)については、原子力規制庁が原則として行う審査会合をこの1年間に計56回開催し、厳正かつ適切に審査を進めている(審査状況については表6参照)。

これらの審査に当たっては、事業者側の審査における不明点等について行政相談に応じ、丁寧な解説等を行った。

このほか、原子力規制事務所の原子力保安検査官を中心に、核燃料施設等を対象として、

保安検査を定期的に実施したほか、施設の形態を踏まえた、日々の原子力施設の巡視、運転 状況の聴取、定例試験への立会い等を行った。

③ 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

原子炉等規制法第62条の3では、原子力事業者等に対し、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故・故障等(以下「法令報告事象」という。)が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

この1年間においては、研究開発段階にある原子炉施設及び再処理施設においてそれぞれ1件ずつ、実用発電用原子炉において2件の法令報告事象が発生した。原子力規制委員会は、これらの法令報告事象のうち、研究開発段階にある原子炉施設及び再処理施設において発生した事象について、事業者から提出された原因と対策に係る報告書を精査し、その再発防止策が妥当なものであるとの評価を行った。また、実用発電用原子炉において発生した2件の事象については、事業者から報告を受けたところであり、今後、事業者が行う原因究明及び再発防止策について、厳格に確認していく。

このほか、個別トラブル等のうち、中部電力株式会社浜岡原子力発電所 5 号炉の海水流入事象については、平成 27 年 12 月 15 日、中部電力株式会社から報告書を受領し、原子力規制庁においてヒアリングを実施するなど適切に対応している。また、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所等で確認された不適切なケーブル敷設事案については、平成 28 年 1 月 29日に東京電力株式会社の報告書を受領し、平成 28 年 2 月 10 日の原子力規制委員会において、当該報告の概要並びに原子力規制庁の当該報告に対する評価及び今後の対応方針について原子力規制庁から報告を受けた。

④ 実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施

運転期間延長認可制度は、発電用原子炉を運転することができる期間が運転開始から 40 年であるのに対し、20 年を上限として 1 回に限り延長することを認める制度であり、延長しようとする期間において要求事項を満足することを求めている。これまでに 1 事業者から 2 原子力発電所 3 プラントの申請が提出された。これらの申請については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき審査を行っているところであり、この 1 年間においては審査会合を計 4 回開催し、厳正かつ適切に審査を進めている(審査状況については表 8 参照)。

高経年化対策制度は、運転開始後 30 年を経過する発電用原子炉施設について、以降 10 年ごとに機器・構造物の劣化評価及び長期保守管理方針の策定を義務づけ、これを保安規定認可に係らしめる制度である。これまでに、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントとして 6 事業者から 8 原子力発電所 10 プラントの、運転を前提とした評価を行っているプラントとして 2 事業者から 3 原子力発電所 7 プラントの申請があった。これらの申請について、厳正かつ適切に審査を行った結果、この 1 年間において、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っている 5 プラント、運転を前提とした評価を行っている 4 プラントについて、高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可した(審査状況については表 9 参照)。

⑤ 敷地内破砕帯の活動性の評価

旧原子力安全・保安院での検討において発電所敷地内の破砕帯の追加調査が必要とされた 6つの発電所について、関係学会から推薦を受けた有識者等で構成する有識者会合を開催し、 現地調査と評価を実施している。

この1年間においては、平成25年度に評価が終了している関西電力株式会社大飯発電所に続き、平成27年3月25日の原子力規制委員会において、日本原子力発電株式会社敦賀発電所及び東北電力株式会社東通原子力発電所について、また、平成27年9月30日の原子力規制委員会において、関西電力株式会社美浜発電所について、有識者会合における評価結果の報告を受けた。

さらに、他の2つの発電所(北陸電力株式会社志賀原子力発電所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。))について、現地調査、評価会合等を実施している(開催状況については表10参照)。

なお、原子力規制委員会に報告された評価結果については重要な知見の一つとして参考としつつ、新規制基準適合性に係る原子力規制委員会としての判断は、新規制基準適合性審査において行うこととしている。

⑥ 火山活動のモニタリングに係る検討

原子力施設における火山活動のモニタリングに関して、巨大噴火の可能性に繋がる異常が 検知された場合に、原子力規制委員会として原子炉の停止を求める等の対応を行う必要があ る。このため、原子力規制委員会は、巨大噴火に関連した火山学上の知見や考え方の整理を 行うべく、この1年間において、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検 計チーム」を計3回開催した。

その後、平成27年8月26日の原子力規制委員会において、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム提言取りまとめ」について報告を受けた。この提言を踏まえ、平成27年12月16日の原子力規制委員会において、原子力規制委員会における火山モニタリングに係る評価及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安について、原子炉安全専門審査会の新たな調査審議事項とすることを決定した。

⑦ もんじゅへの対応

もんじゅについては、原子力規制委員会発足以降も、保守管理等の不備に係る種々の問題が次々と発覚していたこと等のため、原子力規制委員会は、平成27年10月21日、文部科学省からもんじゅの運営主体の認識及び評価に関する説明を聴取し、また、平成27年11月2日には、もんじゅの設置者である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から保守管理不備問題への対応状況に関する説明を聴取した。

そして、平成27年11月13日の原子力規制委員会において、これまでのもんじゅに関する一連の経緯と問題点を踏まえ、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構はもんじゅの出力運転を安全に行う主体として必要な資質を有していないと判断し、原子力規制委員会設置

法(平成 24 年法律第 47 号) 第 4 条第 2 項の規定に基づき、文部科学大臣に対し、以下の とおり勧告を行った。

<勧告文(平成 27 年 11 月 13 日原規規発第 1511131 号)(抜粋)>

次の事項について検討の上、おおむね半年を目途として、これらについて講ずる措置の内容を示されたい。

- 一機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体 的に特定すること。
- 二 もんじゅの出力運転を安全に行う能力を有する者を具体的に特定することが困難であるならば、もんじゅが有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、もんじゅという発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直すこと。

⑧ 審査結果等の丁寧な説明

立地自治体、地域住民等に対し、新規制基準適合性審査の結果について丁寧な説明を行うべく、高浜発電所3号炉及び4号炉の原子炉設置変更許可の審査結果について、説明ビデオを作成し、高浜町のケーブルテレビ及び原子力規制委員会のウェブサイトで公表した。また、立地自治体である福井県の専門委員会等の場において原子力規制庁職員が説明するとともに、隣接する京都府内の7市町で開催された住民説明会等においても説明を行った。さらに、伊方発電所3号炉の原子炉設置変更許可後には、立地自治体である愛媛県及び伊方町の専門委員会等の場において、審査結果について原子力規制庁職員が説明するとともに、愛媛県内の6市で開催された住民説明会等においても説明を行った。

審査結果の説明にあたっては、一般の方々が理解しやすいように絵や写真を用いた審査結果の概要資料を作成し、説明を行うとともに、当該資料を原子力規制委員会のウェブサイトにおいて公表した。

⑨ 放射線障害防止法に係る制度整備等

IRRSの自己評価書作成の過程で浮き彫りにされた課題のうち、日本国内の放射性同位元素等の取扱施設の緊急時対応体制について、IAEAが緊急時の準備と対応について要求している事項が国内でどの程度実施可能か検討するため、国内の実態調査を行った。

また、原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に基づき、許可使用者等について、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている。この1年間において、放射線同位元素等の使用について厳正かつ適切に審査を行い、新規に50件の許可を行うとともに、352件の立入検査を厳正かつ適切に行った。(平成25年4月1日に放射性同位元素の使用等に係る事務が原子力規制委員会へ移管されてからこれまでに、放射線同位元素等の使用について新規に124件の許可を行うとともに、895件の立入検査を行った。)

(3)安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

安全性と核セキュリティの双方の措置の調和を図ることについては、「核セキュリティ文化に関する行動指針」と「原子力安全文化に関する宣言」において明記し、原子力規制委員会の組織理念の下、全ての職員の責務として位置づけた。これを踏まえ、安全性と核セキュリティの両立のため、核物質防護情報の管理、設置変更許可申請に対する審査の進め方等について効率的な連携を行った。

3. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年11月7日に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力株式会社に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示した。その後、措置を講ずべき事項に基づき策定した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」(以下「実施計画」という。)の認可申請を受理し、留意事項を示した上で平成25年8月14日にこれを認可した。この1年間において、固体廃棄物貯蔵庫第9棟の設置等、計38件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況に関しては、現地に駐在する原子力保安検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査、使用前検査、溶接検査等により、東京電力株式会社の取組を監視している(実施計画の認可・検査の状況については表11参照)。

また、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示すことを目的として、平成27年2月18日の原子力規制委員会において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成27年2月版)」を策定した。その後、当該マップの策定から約半年が経過し、いくつかの目標が達成されたこと等の進捗状況を踏まえ、平成27年8月5日の原子力規制委員会において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成27年8月版)」へ改定を行った。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しようとする中で、様々なトラブルに緊急的に対応していた「事態対処型」の状態から、廃棄物の管理や廃炉に向けた対策全般について、計画を一つ一つ十分に検討し、着実に対策を進めることのできる「計画的対処」の状態に移行したと認識し、平成28年2月3日の原子力規制委員会において、平成27年8月以降の進捗状況、廃炉作業の状況等を踏まえ、当該マップの改定について議論を行った。その後、特定原子力施設監視・評価検討会等における議論等を踏まえ、平成28年3月2日の原子力規制委員会において、「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成28年3月版)」へ改定を行った(当該マップについては図1参照)。

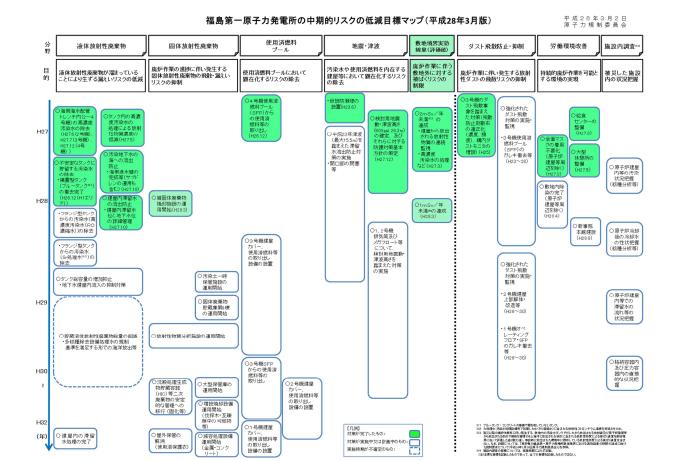


図 1 福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成 28 年 3 月版)

このほか、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業が進捗するに従って、放射性廃棄物等の安定的な長期管理がより一層重要な課題となったことを踏まえ、平成27年10月28日の原子力規制委員会において、特定原子力施設監視・評価検討会の体制を見直すとともに、特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を新設することを決定した。

また、この1年間における、東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告事象は2件であった。2件のうち、平成27年5月29日に発生した汚染水移送ホースからの漏えいについては、事業者から提出された原因と対策に係る報告書を精査し、その再発防止策が妥当なものであるとの評価を行った。また、平成27年9月9日に発生した汚染水タンクエリアの堰内水の漏えいについては、東京電力株式会社における原因調査の状況、今後の対応等について確認を行っている。引き続き、東京電力株式会社が行う原因究明及び再発防止策について、規制当局として独立した立場で確認し、評価していく。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、平成 26 年 10 月 8 日の原子力規制委員会において中間報告書を取りまとめた。この 1 年間においては、国会事故調等の指摘事項以外の検討項目を抽出するため、原子力規制庁において東京電力株式会社による調査の進捗状況を確認する等の取組を行った。また、OECD/NEA による調査研究活動等に参加した。

(3) 放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会では、「総合モニタリング計画」(平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成27年4月1日改定)に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎週公表している。平成27年5月及び同年11月には、平成26年11月と同様に、IAEA環境研究所の専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水を採取し、日本のデータの信頼性が高いことを確認した。平成28年2月10日の原子力規制委員会においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年が経過しようとする中で、約5年間のモニタリング結果を整理し、今後のモニタリングの見直しの方向性等について議論を行った。

4. 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

(1) 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

① 規制基準の継続的改善

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA 等の国際機関が定める規制基準を含む海外の規制動向を踏まえて、平成25 年 7 月に発電用原子炉施設、同年 12 月に核燃料施設等の新規制基準等を施行した。これらの規制基準(解釈、ガイド等を含む。)については最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、継続的に改善することとしている。

この1年間においては、特定重大事故等対処施設等に係る経過措置規定について、その設置義務の適正かつ円滑な履行を確保するため、必要な見直しを行った。

また、原子力規制委員会は、性能水準を満たす詳細仕様に関し、予め技術評価を行った上で、一般社団法人日本原子力学会、一般社団法人日本機械学会及び一般社団法人日本電気協会等の民間規格を活用することとしており、この1年間においては、一般社団法人日本電気協会が策定した「原子炉構造材の監視試験方法」2013年追補版について、平成27年10月7日に技術評価書を取りまとめ、技術基準規則解釈の一部改正を行った。

② 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

廃炉等に伴う放射性廃棄物の埋設に係る規制に関して、この1年間において、廃炉等に伴 う放射性廃棄物の規制に関する検討チームを9回開催し、「炉内等廃棄物の埋設に係る規制 の考え方について(案)」を策定する等、規制の基本的考え方について審議し、検討を進め た。

(2) 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

① 安全研究の推進

原子力規制委員会が、その業務を的確に実施していくためには、原子力安全を継続的に改善していくための課題に対応した安全研究を実施し、科学的・技術的知見を蓄積していくことが不可欠である。

原子力規制委員会は、これまでの安全研究の進捗等を踏まえ、平成27年度以降に実施すべき研究分野を見直すこととし、平成27年4月22日に「原子力規制委員会における安全研究について一平成27年度版一」を策定し、これに基づき9研究分野37件の安全研究プロジェクトを実施した。安全研究の成果として、この1年間において、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎、実験データ等を取りまとめた3件の「NRA技術報告」を公表するとともに、13件の論文投稿、33件の学会発表を行った。

また、平成27年7月8日の原子力規制委員会において、平成26年度に実施した安全研究プロジェクトの中間評価及び事後評価について了承するとともに、年次評価について報告を受けた。

② 国内外のトラブル情報の収集・分析

技術情報検討会、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会において、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、最新の科学的・技術的知見を蓄積している。この1年間において収集・分析された結果については原子力規制委員会で報告を受けた。

(3)原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

実効ある原子力規制を遂行するためには、委員会の高度な専門的・技術的判断を支える専門性を有する人材を確保するとともに、その専門性のさらなる向上に継続的に取り組んでいくことが不可欠である。

① 人材の確保

実務経験者の確保については、積極的に募集を行い、安全審査・検査、原子力防災、安全研究等の業務を担当する技術系職員等を採用した。

また、若手職員の採用については、原子力規制庁独自の採用試験である原子力工学系採用 試験も活用し、採用活動を行った。

② 研修体系等の整備

職員の専門性の向上のために、平成 26 年度に引き続き、職員の人材育成に係る基本理念や人材育成の施策の大枠を明確にした「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」(平成 26 年 6 月 25 日原子力規制委員会決定)等に基づき、職員が担当業務の遂行上必要な力量(知識及び技能)を計画的に修得できる仕組みの整備、知識管理・技術伝承の取組の推進等に取り組んだ。また、研修体系の見直しについては、検査官等が受講すべき研修や OJT 等の見直しを行った。さらに、平成 26 年度補正予算にて開発・整備を開始した研修用プラントシミュレータについては、平成 27 年度補正予算を措置し、より実践的な訓練が可能となる設備の付加、改良型沸騰水型発電用原子炉等の炉型の追加等の開発・整備に着手した。

③ ノーリターンルールの運用方針明確化

原子力規制委員会の職員の原子力利用を推進する行政組織への直接の配置転換については、これまでに引き続き、原子力規制委員会設置法附則の規定を厳格に運用している。この運用に関しては、平成27年9月30日の原子力規制委員会において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にした運用方針を決定し、この方針に基づき適切に人事異動を行うこととした。

5. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施 (1) 核セキュリティ対策の強化

① 核セキュリティ上の課題への対応

核セキュリティにおける主要課題への対応に関しては、平成25年7月より、核セキュリティに関する検討会において、個人の信頼性確認制度、輸送時の核セキュリティ対策並びに放射線物質及び関連施設に係る核セキュリティといった個別課題の具体的検討を進めるため、それぞれの課題を取り扱うワーキンググループを開催して検討を行っている。個人の信頼性確認制度の導入に関しては、警察等の関係行政機関と連携を取りつつ検討を行い、信頼性確認を行う者の範囲、信頼性確認の項目、具体的にどのような確認を行うのかといった個人の信頼性確認制度の方向性について報告書を取りまとめ、平成27年10月の原子力規制委員会において、個人の信頼性確認制度の詳細な制度設計に入ることを決定した。

また、平成 26 年度に受け入れた、IAEA の国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)のミッションにおける報告書の勧告事項や助言事項について、関係省庁と協議しつつ、継続的な改善の一環として措置を講じている。

さらに、原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成する取組についても、これまでに引き続き、職員に対する研修等を通じて取り組んでいる。

② 核物質防護検査等の実施

原子力規制委員会では、特定核燃料物質の防護のために事業者及びその従業者が守らなければならない核物質防護規定の認可、当該規定の遵守状況の検査を行っている。この1年間において、30件の核物質防護規定の変更の認可等を実施し、核物質防護規定の遵守状況の検査においては事業者における核セキュリティ文化醸成や、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を厳正かつ適切に行った。

(2) 保障措置の着実な実施

原子力規制委員会は、日・IAEA 保障措置協定及び追加議定書に基づき、我が国の核物質が核兵器等に転用されていないことの確認を IAEA から受けるため、①原子力施設や大学等が保有する全ての核物質の在庫量等をとりまとめて IAEA に報告し、②その報告内容が正確かつ完全であることを IAEA が現場で確認するための査察等への対応を行った。これらの活動を通じて国際社会における我が国の原子力の平和利用への信用の維持に努めている。なお、東京電力福島第一原子力発電所においても、これまでに引き続き、廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動を行っている。

また、平成27年6月19日にIAEAより公表された「2014年版保障措置声明」においても、我が国に対しては、平成16年以降継続して「全ての核物質が平和的利用の範囲にあると見なされる(拡大結論)」との評価がなされている。

原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、原子力基本法(昭和30年法律 第186号)、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。) 等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築された。平成26年 度には、内閣府政策統括官(原子力防災担当)組織が新しく発足し、現在の原子力災害対策 に係る政府の体制については、図2のとおりとなっている。

原子力防災会議

※常設

亚 畤 〇原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時の総合 調整

〇事故後の長期にわたる取組の総合調整

【会議の構成】

議長: 内閣総理大臣

副議長: 内閣官房長官、環境大臣、

内閣府特命担当大臣(原子力防災)、

原子力規制委員会委員長

議員:全ての国務大臣、内閣府副大臣・政務官、内閣危機管理監等

【事務局体制】 事務局長:環境大臣

事務局次長:内閣府政策統括官(原子力防災担当)

水•大気環境局長

事務局長:内閣府政策統括官(原子力防災担当)

内閣府大臣官房審議官(防災担当)

事務局長代理:原子力規制庁次長

事務局次長:内閣官房危機管理審議官

緊

急

原子力災害対策本部

※原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に設置

【事務局体制】

○原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策・原子力災害事後対策の総合調整

【会議の構成】

本部長: 内閣総理大臣

副本部長: 内閣官房長官、環境大臣

内閣府特命担当大臣(原子力防災)、 原子力規制委員会委員長

一部の国務大臣又は副大臣(総理が指名)

本部員:全ての国務大臣、内閣危機管理監

部の副大臣又は政務官(総理が任命)

※原子力防災を担当する内閣府副大臣若しくは大臣政務官(環境副大臣・政務官が併任)が現地対策 本部長となる。

原子力災害対策に係る政府の体制 図 2

(1) 原子力災害対策指針の継続的改善

原災法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円 滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。

このため、原子力規制委員会においては、平成24年10月に同指針を策定し、平成24年 度に1度、平成25年度に2度の改定を行った。平成27年4月22日には、東京電力福島第 一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急時防護対策を準備する区域(UPZ)外における プルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準、予測的手法の記載の削除や、緊急時モ ニタリング結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みの整備について検討を行い、同指 針を改定した。また、平成27年8月26日には、原子力災害に対応する医療機関や国、立 地道府県等及び事業者の役割、原子力災害時医療に関係する者に対する研修・訓練等、原子 力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携、避難退域時における検査及び除染等の具 体化について、同指針に反映した。

併せて、原子力災害時医療体制について、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関に関する施設要件を定め、高度被ばく医療支援センターとして国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の5施設、原子力災害医療・総合支援センターとして国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の4施設を同日付けで指定した。

(2) 放射線モニタリングの充実

① 緊急時モニタリング体制の充実・強化

原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、平成27年7月には、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所に地方放射線モニタリング対策官を増員し、現地における緊急時モニタリング体制の強化を図った。また、原子力規制庁において、緊急時モニタリングに関する詳細な事項についてとりまとめている「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」を平成27年4月22日及び8月26日に改訂し、公表した。さらに、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成27年6月から運用を開始した。

② 全国の環境中の放射線等の測定

これまでに引き続き、原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国の環境 放射能水準を調査するため、全国 47 都道府県における環境放射能水準調査、原子力発電所 等周辺海域(全 16 海域)における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣接道 府県(24 道府県)が実施する放射能調査等の支援を行った。

なお、平成28年1月6日の北朝鮮による核実験を実施したとの発表等を受け、同日付の 放射能対策連絡会議申合せに基づき、我が国への放射能影響を把握するため、都道府県等関 係機関の協力を得て、モニタリングを強化し、その結果を公表した。

(3) 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等

① 緊急時対応能力の強化

原子力規制委員会としての危機管理に係る取組として、原子力災害対策指針、各種計画等の改正結果を踏まえて、防災業務計画、原子力災害対策マニュアル、初動対応マニュアル、原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル、国民保護計画及び業務継続計画を改正するとともに、業務継続計画に基づく首都直下地震初動対応訓練を実施し、原子力規制委員会が行う緊急時対応の円滑かつ的確な実施のための危機管理体制の基盤整備に努めた。

また、NBC テロ現地連携モデル、防災基本計画、国民保護に関する基本指針の修正等に協力するとともに、各種訓練に参加し、政府全体の緊急時対応の円滑かつ的確な実施に寄与した。

このほか、これまでに引き続き、実務研修及び防災携帯の整備(機種更新及びアドレス帳 更新)等を通じて、原子力規制委員会初動対応マニュアルに基づく初動対応能力の維持向上 に努めた。

平成 27 年 11 月 8 日及び 9 日に、伊方発電所を対象として、国、地方公共団体及び原子力事業者の合同で、原災法に基づく原子力総合防災訓練が実施され、内閣府政策統括官(原子力防災担当)と原子力規制委員会との連携を含め、複合災害時の各関係機関における防災体制及び避難計画の実効性の確認等を行った。

また、これまでに引き続き、原子力規制庁として原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)と原子力施設事態即応センターとのより幅広い情報共有のあり方を追求する等、緊急時対応能力の向上に向けて改善を図っている。

② 事業者防災の強化

事業者における危機管理に係る取組として、原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成25年度から、原子力事業者防災訓練報告会を開催し、当該訓練の評価を行っている。平成27年度の報告会においては、平成26年度の報告会で抽出された共通の課題等に基づいて原子力規制庁が策定した評価指標(案)を用いて、試行的な評価を行った結果等について意見交換を行い、これまでの訓練実績の積み重ねにより、訓練内容が着実に高度化してきていることを確認した。

表 1 原子力規制委員会の開催実績

(平成 27 年 3 月 11 日~平成 28 年 3 月 10 日)

□	月日	審議等事項			
平成 2	平成 26 年度				
62	3.11	・実用発電用原子炉施設に係る工事計画認可後の使用前検査の進め方について ・原子力規制委員会平成27年度年度重点計画(案)について ・平成27年度原子力規制委員会事後評価実施計画及び平成27年度原子力規制 委員会の政策体系について			
63	3.18	・九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の工事の計画の認可について ・原子力施設等の事故・故障に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用について ・三菱重工業株式会社「使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明 申請」に関する審査について ・米国出張報告について			
64	3.18	・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について(中部電力株式会社)			
65	3.25	・原子力規制委員会平成27年度年度重点計画(案)について ・国立研究開発法人審議会の設置のための関係政令等の改正等について ・平成27年度における保安規定の遵守状況等に関する検査の重点方針について ・日本原子力発電株式会社敦賀発電所敷地内破砕帯の評価について ・東北電力株式会社東通原子力発電所敷地内破砕帯の評価について ・平成26年度原子力総合防災訓練実施成果報告について			
平成 2	27 年度				
1	4. 1	・「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終 処分に関する基本方針」に対する原子力規制委員会の意見について ・東京電力福島第一原子力発電所の排水路を流れる水に対する考え方について			
2	4.8	・関西電力株式会社「高浜発電所保安規定変更認可申請」(2 号炉の高経年化技術評価等)の認可について ・原子力事業者が実施する訓練に係る対応について ・緊急事態における事故情報連絡通報システムの構成・運用について ・国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正等に係る状況の変更に伴う対応及び意見募集の実施結果について ・飯田夜光塗料株式会社に対する放射性汚染物の処分に係る行政代執行の結果について ・平成26年度原子力規制委員会年次報告の骨子及び今後の進め方について			
3	4.15	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における汚染水貯留設備RO濃縮水貯槽(H6エリアタンク)からの漏えい他4件の事故故障等に関する報告に対する評価等について ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部改正並びにそれに伴う意見募集の実施について・原子力安全文化に関する宣言の制定について ・関西電力株式会社高浜発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可に対する異議申立てについて			

口	月日	審議等事項			
4	4.22	・原子力災害対策指針及び関係する原子力規制委員会規則の改正案に対する意見 募集の結果について			
		・「原子力規制委員会における安全研究について」の策定等について			
		・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会 第4回合同審査会の実施状況 報告について			
		・平成26年度第4四半期における専決処理について			
5	4.22	・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について(東北電力株式会 社)			
6	4.28	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における4000トン鋼製角形タンク 群から堰外への漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等について ・原子力規制委員会職員の人材育成に関する取組状況について			
7	5.13	・ 実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請等に対する審査について			
'	0.10	・平成26年度第4四半期の保安検査の実施状況について			
		・平成27年度各原子力規制事務所における保安検査の実施方針について			
		・国際原子力機関(IAEA)の国際原子力安全諮問グループ(INSAG)及 びスイス原子力規制機関(ENSI)との意見交換等の結果概要について			
		・国際原子力規制者会議(INRA)及びスウェーデン原子力規制機関(SSM) との意見交換等の結果概要について			
8	5.20				
	0.20	・四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について			
		・緊急作業時の被ばくに関する規制の改正及びそれに伴う意見募集の実施につい			
		・原子力規制委員会に設置される国立研究開発法人審議会について			
9	5.26	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長等との意見交換			
10	5.27	・九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更の認可について(案)			
		・九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の工事計画認可に対する異議申立 てについて			
		・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質 の防護に関する規則等の一部改正並びにそれに伴う意見募集の結果について			
		・「原子力安全文化に関する宣言」の制定について			
		・使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約第5回検討会合の結 果概要について			
11	5.27	・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について(中国電力株式会社)			
12	6.3	・平成 26 年度原子力規制委員会年次報告について			
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所における 1000 トンノッチタンク貯留水の移送配管からの管理区域外漏えいについて			
13	6.10	・東京電力株式会社「福島第二原子力発電所保安規定変更認可申請」(3号炉の 高経年化技術評価等)及び九州電力株式会社「玄海原子力発電所保安規定変更 認可申請」(1号炉の高経年化技術評価等)の認可について			
		・経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)原子力施設安全委員会 (CSNI) 会合等の結果概要について			
14	6.10	・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について(北陸電力株式会社)			

□	月日	審議等事項		
15	6.17	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所G4南エリアA5-A6タンク連結弁 の不具合に係る同社からの報告等に対する評価等について(案)		
		・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の平成 27 年 3 月末の敷地境界における実効線量の評価の状況について		
		・日本原燃(株)濃縮・埋設事業所ウラン濃縮工場に係る現状確認について		
		・原子力事業者防災訓練報告会の結果報告(平成 26 年度に原子力事業者が実施した訓練結果の評価(案))		
16	6.24	・平成 26 年度核物質防護検査等の実施結果について		
		・原子力災害対策指針の改正及びそれに伴う意見募集の実施について		
		・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター材料試験炉 (JMTR) 第3 排水系貯槽(Ⅱ) 建屋内での放射性物質の漏えいに係る報告に 対する評価について		
		・国際原子力機関(IAEA)原子力応用諮問委員会(SAGNA)の結果概要について		
17	7.1	・我が国における 2014 年の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関 (IAEA) による「2014 年版保障措置声明」の公表について		
		・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況及び今後の進め方について		
		・核燃料施設等の新規制基準適合性審査の状況について		
		・敷地内破砕帯の評価に関するピア・レビュー会合の座長の交代について		
		・緊急時モニタリング情報の公表システムについて		
18	7.8	・緊急作業時の被ばくに関する規制の改正に伴う意見募集の結果及び放射線審議 会への諮問について (案)		
		・安全研究に係る評価結果について		
19	7.15	・四国電力株式会社伊方発電所3号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び 発電用原子炉設置変更許可について(案)		
		・九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉の検査の状況について		
		・東京電力株式会社福島第一原子力発電所多核種除去設備処理水の移送配管から の漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等について(案)		
		・IRRS(総合規制評価サービス)準備会合の結果について		
20	7.22	・原子力災害対策特別措置法に基づく「緊急事態応急対策等拠点施設の指定の3 更」に対する原子力規制委員会の意見について		
		・防災基本計画の改定を踏まえた今後の対応について		
		・川内原子力発電所に係るトラブル情報等の連絡体制について		
		・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 (案)等に対する意見募集等について		
		・廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討状況について		
21	7.29	放射線審議会への諮問について		
41	1.29	・平成27年度原子力総合防災訓練に向けた官邸・ERC連携訓練の実施について		
		・平成27年度第1四半期における専決処理について ・今後の主な国際会議について		
22	8. 3	・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について(日本原子力発電		
		株式会社)		

□	月日	審議等事項			
23	8. 5	・九州電力株式会社「川内原子力発電所保安規定変更認可申請」(1号炉の高経年化技術評価等)の認可について・放射線審議会の答申等について・緊急作業時の被ばくに関する規制に係る放射線審議会からの答申を踏まえた改正について(案)			
		・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成27年2月版)の進捗について ・平成27年度第1四半期の保安検査の実施状況について ・国際原子力機関(IAEA)核セキュリティ諮問委員会(AdSec)人材育成分科会(PEWG-4)の結果概要について			
24	8.19	・三菱重工業(株)使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明について ・日本原子力発電(株)東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所第二種廃棄物埋設事業(トレンチ処分)許可申請に関する審査について ・核燃料物質使用施設における安全上重要な施設に係る評価等について ・日本原燃株式会社再処理工場における計器故障について ・九州電力株式会社川内原子力発電所第2号機の工事計画認可及び同発電所保安規定認可に対する異議申立てについて ・保安検査のあり方について(検討結果報告)			
25	8.26	 ・平成 26 年度実施施策に係る政策評価書及び平成 27 年度実施施策に係る事前分析表について ・原子力災害対策指針の改正に関する意見募集の結果について ・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定について ・原子力規制委員会防災業務計画の修正について ・「原子力施設における火山活動のモニタリングに関する検討チーム提言とりまとめ」について ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正(案)等に対する意見募集等について 			
26	8.26	・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について(日本原燃株式会社)			
27	9. 2	 ・「平成27年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見について ・国立研究開発法人放射線医学総合研究所の評価及び業務見直しについて ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務の実績に関する評価(案)等について ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内側溝排水放射線モニタの警報発生に係る同社からの報告等に対する評価等について(案) ・日本原燃株式会社廃棄物管理施設ガラス固化体貯蔵建屋下部プレナム等における変色部や錆の発生について ・平成28年度原子力規制委員会重点施策 			

□	月日	審議等事項			
28	9. 9	・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について			
		・九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉に係る今後の手続きについて			
		・防潮堤に作用する津波段波に関する安全研究について			
		・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会 第 5 回合同審査会の実施状況 報告について			
		・原子力規制委員会委員長の職務を代理する委員の指名について			
29	9.16	・株式会社放射線管理研究所「登録検査機関」及び「登録定期確認機関」の登録 について(案)			
		・東京電力株式会社福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力事後対策の 実施状況に係る再度の立入検査の実施について (案)			
		・ふげんを照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして告示に 定めること及びそれに伴う意見募集について			
		・東京電力株式会社福島第一原子力発電所におけるタンクエリア堰内からの漏え いについて			
		・第3回日仏規制当局間会合等の結果概要について			
30	9.30	・株式会社放射線管理研究所「検査業務規程」及び「定期確認業務規程」の認可 について(案)			
		・高速増殖原型炉もんじゅにおける平成27年度第2回保安検査の実施状況及び 今後の対応について			
		・関西電力株式会社美浜発電所敷地内破砕帯の評価について			
		・関西電力株式会社美浜発電所3号炉に係る審査の状況について			
		・東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価に係る検討体制の見直しについて			
		・原子力規制委員会設置法附則第六条第二項の運用方針について(案)			
		・国際原子力機関(IAEA)総会及び国際原子力規制者会議(INRA)・各種二国 間会合等の結果概要について			
31	9.30	・安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組について(国立研究開発法 人日本原子力研究開発機構)			
32	10. 7	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 等について			
		・高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する安全研究について(中間報告)			
33	10. 9	・IRRS レビューチームへの事前提出資料について			
34	10.14	・競争環境下における原子力事業環境整備について			
		・四国電力株式会社伊方発電所3号炉の発電用原子炉設置変更許可に対する異議 申立てについて			
		・新規制基準への適合性に係る許認可等の処分に対する異議申立てへの対応につ いて			
35	10.21	・「もんじゅ」の保守管理不備以降の文部科学省の対応			
		・個人の信頼性確認制度の方向性について			
		・保安規定違反の区分に係る判定の考え方について			
		・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 等について			
		・日本原子力研究開発機構の第3期中長期目標期間の業務の実績に関する評価に 係る評価軸(案)について			
36	10.27	・新規制基準適合性審査への対応について(関西電力株式会社)			

回	月日	審議等事項			
37	10.28	・もんじゅ保守管理不備問題に係る文部科学省からの説明を踏まえた今後の対応			
		・IRRS レビューチームへの事前提出資料について			
		・東京電力(株)福島第一原子力発電所の監視・評価に係る検討体制について(案)			
		・原子力施設に係る平成 26 年度放射線管理等報告について			
		・原子力規制委員会と原子力事業者(経営責任者)との意見交換について(案)			
		・第8回日中韓原子力安全上級規制者会合(TRM)等の結果概要について			
38	11. 2	・高速増殖原型炉もんじゅの保守管理不備を踏まえた日本原子力研究開発機構 (JAEA) との意見交換			
39	11. 4	・もんじゅの保守管理不備問題に係る今後の対応について			
		・平成27年度第2四半期の保安検査の実施状況について			
		・柏崎刈羽原子力発電所における設備工事に係る管理不備について			
		・平成 22,23 年度の放射性気体廃棄物の放出量の増加理由について			
40	11.13	・高速増殖原型炉もんじゅに関する文部科学大臣に対する勧告について			
		・炉内等廃棄物の埋設に係る規制に関する検討について			
		・新たな規制基準のいわゆるバックフィットの運用に関する基本的考え方につい て			
		・特定重大事故等対処施設等に係る考え方について			
		・国際原子力機関・安全基準委員会(IAEA/CSS)会合の結果概要について			
41	11.18	・関西電力株式会社「高浜発電所保安規定変更認可申請」(3号炉の高経年化技 術評価等)、(4号炉の高経年化技術評価等)及び九州電力株式会社「川内原子 力発電所保安規定変更認可申請」(2号炉の高経年化技術評価等)の認可につ いて			
		・平成27年度第2 四半期における専決処理について			
42	11.25	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ非常用ディーゼル発電機B号機シリンダヘッドインジケータコックの変形に係る報告に対する評価について(案) ・ふげんを照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして定める告示の制定について			
		・原子炉制御室の居住性に係る有毒ガスの影響評価について			
		・原子炉制御室の居住性に係る有毒ガスの影響評価について ・三菱重工業株式会社「使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明 申請」(PWR燃料用)に関する審査について			
		・国際原子力機関(IAEA)核セキュリティ諮問委員会(AdSec)の結果概要について			
43	12. 2	・高速増殖原型炉もんじゅにおける平成27年度第3四半期以降の保安検査について			
		・原子力規制委員会職員の採用状況について			
44	12. 9	・原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について			
		・核燃料施設等の新規制基準適合性審査の状況について			
		・平成27年度原子力規制委員会 職員表彰について			
		・経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)原子力施設安全委員会(CSNI)会合の結果概要について			
45 ※1	12.11	・九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更(1号及び2号 発電用原子炉施設の変更)の許可に係る執行停止申立て及び異議申立てに対す る決定について			

口	月日	審議等事項	
46	12.16	・六ヶ所再処理施設分離建屋における安全上重要な機器の故障に関する日本原燃株式会社からの報告書に対する評価について ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第6回合同審査会の実施状況報告及び事例規格廃止に伴う対応について ・原子炉安全専門審査会における新たな調査審議事項等について ・日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」に係る今後の対応について	
47	12.22	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則の制定について ・日本原燃株式会社廃棄物管理施設ガラス固化体貯蔵建屋下部プレナム等における変色部や錆の発生に係る調査状況について(第3貯蔵区域の調査結果) ・原子力規制委員会の平成27年度補正予算(案)について	
48	1. 6	・柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に係る東京電力からの報告に対する評価及び今後の対応について・敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の進捗状況について	
49	1.13	・玄海原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請の審査について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海再処理施設における高放射性廃 液のガラス固化処理の再開について ・平成 28 年度原子力規制委員会重点施策	
50	1.20	・使用済燃料の再処理等に係る制度の見直しについて ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における1000トン鋼製角形タンク 群から3号機タービン建屋への貯留水移送ホースからの漏えいに係る同社か らの報告等に対する評価等について(案) ・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正 する政令案」について	
51	1.27	・平成 27 年度原子力総合防災訓練の成果概要(中間報告)について ・公益財団法人核物質管理センターにおける情報セキュリティ対応の不備について ・IRRS ミッションについて ・東海再処理施設等安全監視チームについて ・核燃料物質使用施設の安全上重要な施設に関する再評価の状況について	
$\frac{52}{2}$	1.29	・特定重大事故等対処施設に関する審査の状況について	
53	2. 3	 特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて 平成27年度第3四半期の保安検査の実施状況について 中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画の変更の認可について(報告) ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成28年3月版)(案)について 	
54	2. 3	・安全性向上等に関する取組について(九州電力株式会社)	

回	月日	審議等事項			
55	2.10	・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に 関する法律の一部を改正する法律案に関する報告			
		・関西電力株式会社高浜発電所1・2号炉及び美浜発電所3号炉に係る審査の状 況について			
		・柏崎刈羽原子力発電所における不適切なケーブルの敷設に係る東京電力からの 報告に対する評価及び今後の対応について			
		・放射線審議会への諮問及び放射線審議会の答申について			
		・環境放射線モニタリングの見直しについて			
56	2.17	・国家試験に係る主管の見直しによる原子力規制委員会組織規則等の変更について (案)			
		・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の中長期目標案について			
		・試験研究用等原子炉施設における新規制基準への適合性審査に係る今後の進め 方について			
		・実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準の一部改正について			
		・炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について(案)			
57	2.24	・関西電力株式会社高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉の発電用原子炉設置 変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について(案)			
		・東京電力株式会社福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力災害事後対 策の実施状況に係る立入検査の結果について			
		・三菱重工業株式会社「使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式指定申請」 (BWR燃料用)に関する審査について			
		・平成27年度第3四半期における専決処理について			
58	3.2	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ			
		(平成28年3月版)(案)について ・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改			
		正する政令(案)」の決定等について			
		・原子力規制人材育成事業の運用方針について			
		・原子力規制委員会の取組の概要(3/11 報告)の公表及び平成27年度原子力			
		規制委員会年次報告の骨子及び今後の進め方について(案)			
		・原子力規制委員会平成27年度年度重点計画の評価について			
59	3.9	・放射線審議会委員の任命について			
		・京都大学及び近畿大学の試験研究用等原子炉施設に係る新規制基準への			
		適合性審査の進捗状況について ・廃棄物埋設に関する放射線防護基準の再整理について			
	1	/6/1/ // -			

- ※1 平成 27 年度第 45 回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げられ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、会議を公開せずに実施。
- ※2 平成27年度第52回は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うことから、 セキュリティの観点に配慮し、会議は公開せずに実施。

表 2 原子力規制委員会における決定事項

(平成27年3月11日~平成28年3月10日)

決定日委員会決定平成26年度3.11 ・平成27年度原子力規制委員会事後評価実施計画3.18 ・川内原子力発電所第1号機の工事の計画の認可・原子力施設等の事故・故障等に係る国際原子力・放射線事象評価尺度の運用3.25 ・「原子力規制委員会平成27年度年度重点計画」の制定・原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令(協議)・原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令・原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令・原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令・原子力規制委員会国立研究開発法人審議会令・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

平成27年度

- 4. 1 ・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針(回答)
- 4.8 ・関西電力株式会社高浜発電所の原子炉施設保安規定の変更認可

・原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正

- 4.15 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所汚染水貯留設備RO処理水貯槽からの漏えいに 係る同社からの報告等に対する評価等
 - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所汚染水処理設備淡水化装置(逆浸透膜装置) R O・3 からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等
 - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所淡水化装置処理水移送配管ダブルストレーナ差 圧指示計からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等
 - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所汚染水貯留設備RO濃縮水貯槽(H6エリアC1タンク)からの漏えいに係る同社からの報告等に対する評価等
 - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所プロセス主建屋内滞留水の焼却工作室建屋内へ の流入に係る同社からの報告等に対する評価等
- 4.22 ・原子力災害対策指針の全部改正
 - ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則 の一部を改正する規則
- 4.28 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所4000トン鋼製角形タンク群からの漏えいに 係る同社からの報告等に対する評価等
- 5.20 ・四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可(3号原子炉施設の変更) に関する意見の聴取
- 5.27 ・九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉施設保安規定の変更の認可
 - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に 関する規則の一部を改正する規則
 - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に 関する規則第18条の運用について(訓令)の一部改正
 - ・「原子力安全文化に関する宣言」の制定
- 6.3 ・平成26年度原子力規制委員会年次報告書(閣議請議)
 - · 平成26年度原子力規制委員会年次報告
- 6.10 ・東京電力株式会社福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可
 - 九州電力株式会社玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可

決定日	委員会決定			
6.17	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所G4南エリアA5-A6タンク連結弁の不具合 に係る同社からの報告等に対する評価等			
6.24	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター材料試験炉(JMTR) 第3排水系貯槽(II)建屋内での放射性物質の漏えいに係る報告に対する評価			
7. 8	・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の 防止に関する技術的基準の策定 (諮問)			
7.15	・伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可(3号原子炉施設の変更)・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備の処理水の移送配管からの漏えいに対する評価等			
7.22	・緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更に係る意見の聴取(回答)			
8. 5	・九州電力株式会社川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可			
	・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正			
	・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定 める告示の制定			
	・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を 定める告示の一部改正			
	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に 関して必要な事項を定める告示の一部改正			
	・発電用原子力設備に関する放射線による線量等の技術基準の一部改正			
	・研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査 基準等の一部改正			
8.19	・三菱重工業(株)使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明			
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料 第三開発室の今後の運用(指示)			
8.26	・平成26年度実施施策に係る政策評価書			
	・原子力災害対策指針の全部改正			
	・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定 ・原子力規制委員会防災業務計画の修正			
9. 2	・平成27年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取(回答)			
	・国立研究開発法人放射線医学総合研究所の平成26年度実績評価			
	・国立研究開発法人放射線医学総合研究所の第3期中期目標期間(平成23年4月~平成28年3月)に係る見込評価			
	・国立研究開発法人放射線医学総合研究所の見込評価に伴う業務全般の見直し			
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の平成26年度における業務の実績に関する評価			
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の第2期中期目標期間における業務の実績に 関する評価			
	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所構内側溝排水放射線モニタの警報発生に係る同 社からの報告等に対する評価等			
	・日本原燃株式会社廃棄物管理施設ガラス固化体貯蔵建屋の下部プレナム等における変色 部や錆びの発生に係る調査(指示)			
9.16	・株式会社放射線管理研究所「登録検査機関」及び「登録定期確認機関」の登録			
	・東京電力株式会社福島第二原子力発電所の復旧計画に基づく原子力災害事後対策の実施 状況に係る再度の立入検査の実施			

決定日	委員会決定
9.30	・株式会社放射線管理研究所「検査業務規程」及び「定期確認業務規程」の認可
	・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく 報告の徴収
	・原子力規制委員会設置法附則第六条第二項の運用方針
10. 7	・日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法(JEAC4201-2007)[2013年追補版]」に 関する技術評価書の策定
	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正
10.21	・日本機械学会「設計・建設規格(JSME S NC1)、材料規格(JSME S NJ1)及び溶接規格 (JSME S NB1)正誤表」(平成27年4月27日付け)並びに日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程(JEAC4203-2008)正誤表」(平成27年4月21日付け)に関する技術評価書の策定
	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の第3期中長期目標期間の業務の実績に関す る評価に係る評価軸
11. 4	・東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第6号機における不適切なケーブルの敷設に係る対応(指示)
11.13	・高速増殖原型炉もんじゅに関する文部科学大臣に対する勧告
	・新たな規制基準のいわゆるバックフィットの運用に関する基本的考え方
11.18	・関西電力株式会社「高浜発電所保安規定変更認可申請」(3号炉の高経年化技術評価等) の認可
	・関西電力株式会社「高浜発電所保安規定変更認可申請」(4号炉の高経年化技術評価等) の認可
	・九州電力株式会社「川内原子力発電所保安規定変更認可申請」(2号炉の高経年化技術 評価等)の認可
11.25	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ非常用ディーゼル発 電機B号機シリンダヘッドインジケータコックの変形に係る報告に対する評価
	・照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の制定
12.11	・川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更(1号及び2号発電用原子炉施設の変更) の許可処分に対する執行停止申立て
	・川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更(1号及び2号発電用原子炉施設の変更) の許可処分に対する異議申立て
12.16	・六ヶ所再処理施設分離建屋における安全上重要な機器の故障に関する日本原燃株式会社 からの報告書に対する評価
	・「金属キャスクバスケット用アルミニウム合金事例規格の廃止」に係る特定指導文書の 発出
	・原子炉安全専門審査会における新たな調査審議事項等
12.22	・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部 を改正する規則の制定
1. 6	・東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所で確認された不適切なケーブル敷設に係る対応 (指示)
1.20	・東京電力株式会社福島第一原子力発電所における1000トン鋼製角形タンク群から3 号機タービン建屋への貯留水移送ホースからの漏えいに係る同社からの報告等に対す る評価等
1.27	・情報セキュリティの確保(注意)
	・東海再処理施設等安全監視チーム

決定日	委員会決定
2.17	・原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則
	・原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正
	・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が達成すべき業務運営の目標(中長期目標)
2.24	・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号、2号、3号及び4 号発電用原子炉施設の変更)に関する意見の聴取
3. 2	・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 (閣議請議)
3. 9	・放射線審議会委員の任命

表3 安全性向上に関する取組に係る経営責任者との意見交換の開催状況

(平成27年3月11日~平成28年3月10日)

扣工十亩米土	開催状況		
相手方事業者	第1巡目	第2巡目	
九州電力株式会社	_	平成28年 2月 3日	
四国電力株式会社	_	_	
関西電力株式会社	_	_	
北海道電力株式会社	_	_	
東京電力株式会社	_	_	
中部電力株式会社	平成27年 3月18日	_	
東北電力株式会社	平成27年 4月22日	_	
中国電力株式会社	平成27年 5月27日	_	
北陸電力株式会社	平成27年 6月10日	_	
日本原子力発電株式会社	平成27年 8月 3日	_	
日本原燃株式会社	平成27年 8月26日	_	
国立研究開発法人日本原	平成27年 9月30日		
子力研究開発機構	十八人 十 9万 30 日		

[※]九州電力、四国電力、関西電力、北海道電力及び東京電力との第1巡目の意見交換は、平成26年10月から平成27年2月にかけて実施。

表4 事業者特有の課題に関する経営責任者との意見交換の開催状況

(平成 27 年 3 月 11 日~平成 28 年 3 月 10 日)

相手方事業者	開催状況	主な意見交換の内容	
関西電力株式会社	平成27年10月27日	関西電力株式会社美浜発電所3号炉に	
	十八21410月21日	係る審査の状況について	
	平成27年 5月26日	日本原子力研究開発機構の抱える課題	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	十八21十 3月20日	に対する取組について	
	平成27年11月 2日	もんじゅに関するマネジメントの課題	
		と対策について	

表5 発電用原子炉の申請に係る審査状況

(平成 27 年 3 月 11 日~平成 28 年 3 月 10 日)

	ı		1		
申請者	対象発電炉		審査	現地	
		申請日	会合	調査	許認可日
			(回)	(回)	
北海道 電力 (株)	泊発電所 (1・2 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	11	1	_
	泊発電所 (3 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	11	_	_
	◆泊発電所 (3 号炉)	設置変更 平成 27 年 12 月 18 日	2	_	_
東北電力(株)	女川原子力 発電所 (2 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 12 月 27 日	35	-	_
	東通原子力 発電所 (1 号炉)	設置変更工事計画保安規定変更平成 26 年 6 月 10 日	1	l	
東京電力(株)	柏崎刈羽原 子力発電所 (6・7 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 9 月 27 日	67	1	_
	◆柏崎刈羽 原子力発電 所 (1・6・7号 炉)	設置変更 平成 26 年 12 月 15 日	9	_	_

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
中部電力(株)	浜岡原子力 発電所 (3 号炉)	設置変更 平成 27 年 6 月 16 日	7	-	_
	浜岡原子力 発電所 (4 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 26 年 2 月 14 日 平成 27 年 1 月 26 日(※1)	33	1	_
北陸電力(株)	志賀原子力 発電所 (2 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 26 年 8 月 12 日	0	_	_
関西電力(株)	大飯発電所 (3・4 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	12	1	
	高浜発電所 (3・4 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	8		設置変更許可 平成 27 年 2 月 12 日 工事計画認可 (3 号炉) 平成 27 年 8 月 4 日 工事計画認可 (4 号炉) 平成 27 年 10 月 9 日 保安規定変更認可 平成 27 年 10 月 9 日
	◆高浜発電 所 (3・4 号炉)	設置変更 平成 26 年 12 月 25 日	15	-	_
	高浜発電所 (1·2(3·4) 号炉)	設置変更 平成 27 年 3 月 17 日 工事計画 平成 27 年 7 月 3 日	28	_	_

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
関西電力(株)	美浜発電所 (3号炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 3 月 17 日 工事計画 平成 27 年 11 月 26 日	36	1	_
中国電力(株)	島根原子力 発電所 (2 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 12 月 25 日	35	1	_
四国電力(株)	伊方発電所 (3号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	8	1	設置変更許可 平成 27 年 7 月 15 日
	◆伊方発電 所 (3 号炉)	設置変更 平成 28 年 1 月 14 日	2		
九州電力(株)	玄海原子力 発電所 (3・4 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 12 日	2	1	
	川内原子力 発電所 (1・2 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	1	_	設置変更許可 平成 26 年 9 月 10 日 工事計画認可 (1 号炉) 平成 27 年 3 月 18 日 工事計画認可 (2 号炉) 平成 27 年 5 月 22 日 保安規定変更認可 平成 27 年 5 月 27 日
	◆川内原子力発電所(1・2 号炉)	設置変更 平成 27 年 12 月 17 日	2	_	-

申請者	対象発電炉	申請日	審査会合	現地調査	許認可日
中明石	八	十月 H	(回)		다 Cu 20세 l t
日本原子力発	東海第二発電所	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 26 年 5 月 20 日	9	_	_
電(株)	敦賀発電所 (2 号炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 11 月 5 日	3		_
電源開発(株)	大間原子力発電所(※2)	設置変更 工事計画 平成 26 年 12 月 16 日	5		_

- ・1度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うこともある。
- ・審査会合の回数は、原子力規制委員会委員が原則として出席するものを記載。
- ・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

◆:特定重大事故等対処施設に係る申請

※1: 平成 26 年 2 月 14 日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成 27 年 1 月 26 日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※2: 本申請には、特定重大事故等対処施設に関する内容が含まれている。

表6 核燃料施設等の申請に係る審査状況

(平成 27年 3月 11日~平成 28年 3月 10日)

申請者	施設	申請日	審査会合 又は規制 庁が実施 する審査 (回)	現地調査(回)	許認可日
	再処理施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日	27_{lepha_1}	1	_
	MOX 燃料加工施設	事業変更 平成 26 年 1 月 7 日	22_{lephi1}	_	_
日本原燃(株)	ウラン濃縮施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日	1 _{*2}	_	_
	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 1 月 7 日	51 _{**} 3	1	_
リサイクル燃料 貯蔵(株)	使用済燃料貯蔵施設	事業変更 平成 26 年 1 月 15 日	49 _{*3}	_	_
三菱原子燃料 (株)	ウラン燃料加工施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 31 日	1 _{*2}	_	_

申請者	施設	申請日	審査会合 又は規制 庁が実施 する審査 (回)	現地調査	許認可日
	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 2 月 7 日	26_{st^3}	_	_
	JRR-3	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 26 日	10 _{% 2}	_	_
国立研究開発法	HTTR(高温工学試験研究炉)	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 11 月 26 日	15_{lopsiz}	l	_
人日本原子力研 究開発機構	原子力科学研究所 廃棄 物処理場	設置変更 平成27年2月6日	5_{lophi2}	-	_
	JMTR(材料試験炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 3 月 27 日	1 _{*2}	_	_
	NSRR	設置変更 平成 27 年 3 月 31 日	23_{\divideontimes^3}	_	_
	STACY (定常臨界実験装置)	設置変更 平成 27 年 3 月 31 日	$31_{\%^3}$	_	_
原子燃料工業	ウラン燃料加工施設 (東海事業所)	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 2 月 14 日	1 _{%2}	_	_
(株)	ウラン燃料加工施設 (熊取事業所)	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 4 月 18 日	$1_{\divideontimes2}$	_	_
(株) グローバ ル・ニュークリ ア・フュエル・ジ ャパン	ウラン燃料加工施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 4 月 18 日	1 _{% 2}	_	_

申請者	施設	申請日	審査会合 又は規制 庁が実施 する審査 (回)	現地調査 (回)	許認可日
☆ ## ↓	KUR(京都大学研究用原 子炉)	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日	14 _{%2}	1	_
京都大学	KUCA(京都大学臨界実験装置)	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日	49 _{ж 3}	1	_
近畿大学	近畿大学原子炉	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 10 月 20 日	35 _{%3}	_	_
日本原子力発電 (株)	東海低レベル廃棄物埋設 事業所	事業許可 平成 27 年 7 月 16 日	4_{lephi3}	_	

- ・1度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うことがある。
- ・原子力規制委員会において、核燃料施設等の審査の進め方については、施設が事故時に及ぼす影響の大きさを考慮し、 次のとおりに分類し、審査が進められることとなっている。
 - ※1 原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合
 - ※2 原子力規制庁が原則として行う審査会合
 - ※3 審査会合を開催せず、原子力規制庁が実施する審査
- ・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

表7 全国の発電用原子炉の検査等の結果

(平成27年3月11日~平成28年3月10日)

北海道電力株式会社 **泊発電所**

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設 定期検査

保安検査

	実施期間	結果 / 特記事項
第1号機	平成 23 年 4月 22 日 ~ (実施中)	
第2号機	平成 23 年 8月 26 日 ~ (実施中)	
第3号機	平成 24 年 5月 5日 ~ (実施中)	
第1回	平成 27年 5月 25日 ~ 6月 5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第2回	平成 27 年 8月 31 日 ~ 9月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第3回	平成 27年 11月 24日 ~ 12月 4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成 28年 2月 22日 ~ 3月 4日	検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 東通原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設 定期検査 保安検査

_			
		実施期間	結果 / 特記事項
	第1号機	平成 23 年 2月 6日~ (実施中)	
:			
:	第1回	平成 27 年 6月 8日~6月 19日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成 27 年 8月31日~9月11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成 27年 11月 30日~12月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成 28 年 2月 22 日 ~ 3月 4日	検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 女川原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設 定期検査

保安検査

	実施期間	結果 / 特記事項
第1号機	平成 23 年 9月 10日 ~ (実施中)	
第2号機	平成 22 年 11 月 6 日 ~ (実施中)	
第3号機	平成 23 年 9月 10日 ~ (実施中)	
第1回	平成 27 年 6月 1日 ~ 6月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第2回	平成 27 年 8月 31 日 ~ 9月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第3回	平成 27 年 11 月 30 日 ~ 12 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成 28 年 2月 29 日 ~ 3月 11 日	検査実施中。

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。電気事業法に基づき、第 1 号機〜第 4 号機は平成 24 年 4 月 19 日付、第 5 号機及び第 6 号機は平成 26 年 1 月 31 日付で廃止。平成 24 年 11 月 7 日に「特定原子力施設」に指定。同 12 月 7 日に「実施計画」を受領。平成 25 年 8 月 14 日に「特定原子力施設に係る実施計画」を認可。

		実施期間	結果 / 特記事項
施設	第5号機	平成 23 年 1月 3日 ~ (実施中)	
定期検査	第6号機	平成 22 年 8月14日 ~ (実施中)	

	,	実施期間	結果 / 特記事項
実施計画	施設定期検	查	
に定める		平成 27 年 8月 10 日~11 月 27 日	検査結果:良
発電用原			
子炉施設			
の使用を			
開始した			
後、一年			
以内ごと			
に一回、			
定期に、			
当該発電			
用原子炉			
施設の性 能につい			
で行う検			
査			
実施計画	保安のため	l の措置上必要と認める保安検査(第 4 号検	幾)※
に定める	' '	平成 27年 4月 16日 ~ 6月 8日	安全上、特段留意すべき事項なし。
保安のた	第1回	平成 27 年 6月 3日 ~ 6月 16日	実施計画違反(監視)を確認。
めの措置	第2回	平成 27年 8月 27日 ~ 9月 16日	実施計画違反(監視)を確認。
の実施状	第3回	平成 27年 11月 26日 ~ 12月 9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
況の検査	第4回	平成 28 年 3月 2日 ~ 3月 17日	検査実施中。

事故• 故障等

- ・第4章第3節特定原子力施設に係る事故・故障等への対応で記載
- ・保安検査期間外においても実施計画違反(監視)を確認した。

東京電力株	東京電力株式会社 福島第二原子力発電所						
対象期	対象期間において、全ての原子炉が停止中						
		実施期間	結果 / 特記事項				
施設	第1号機	(停止中)	第1~4号機については、東日本大震				
定期検	査 第2号機	(停止中)	災の影響により検査実施が困難な状				
	第3号機	(停止中)	況にあるため、検査開始時期が「未				
	第4号機	(停止中)	定」となっている(法に基づく定期				
			検査実施時期変更承認済)。				
保安検	査 第1回	平成 27	保安規定違反(監視)を確認。				
		年 6月8日~6月26日					
	第2回	平成 27 年 9月 7日~ 9月 18日	保安規定違反(監視)を確認。				
	第3回	平成 27 年 11 月 30 日 ~ 12 月 11 日	保安規定違反(監視)を確認。				
	第4回	平成 28 年 2 月 29 日 ~ 3 月 16 日	検査実施中。				

東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所							
対象期間に	対象期間において、全ての原子炉が停止中						
		実施期間	結果 / 特記事項				
施設	第1号機	平成 23 年 8月 6日 ~ (実施中)					
定期検査	第2号機	平成 19 年 2 月 19 日 ~ (実施中)	第 2~4 号機は、平成 19 年新潟県中				
	第3号機	平成 19 年 9月 19日 ~ (実施中)	越沖地震による影響に対する健全性				
	第 4 号機	平成 20 年 2月 11日 ~ (実施中)	評価が実施されている。				
	第 5 号機	平成 24 年 1月 25 日 ~ (実施中)					
	第6号機	平成 24 年 3月 26日 ~ (実施中)					
	第7号機	平成 23 年 8月 23日 ~ (実施中)					
保安検査	第1回	平成 27 年 6月 1日 ~ 6月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。				
	第2回	平成 27 年 8月 31 日 ~ 9月 11 日	保安規定違反(監視)を確認。				
	第3回	平成 27 年 11 月 24 日 ~ 12 月 7日	安全上、特段留意すべき事項なし。				
	第4回	平成 28 年 2月 22 日 ~ 3月 11 日	検査実施中。				
	• 保安検査	期間外の9月28日、6号機中央制御室	において設計上の要求事項を満足しない				
その他	状態で敷設	されたケーブルが多数確認され、安全機	能の健全性が担保されていなかったこと				
	から、保安	規定違反(違反 2)と判定した。					

F	日本原子力発電株式会社 東海発電所					
	廃止措置中(原子炉領域以外の撤去中)					
			実施期間	結果 / 特記事項		
	保安検査	第1回	平成 27年 5月 11日~ 5月 15日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
		第2回	平成 27 年 8月 3日~8月 7日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
		第3回	平成 27 年 11 月 9 日 ~11 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
		第4回	平成 28 年 2月 1日~ 2月 5日	検査結果取りまとめ中。		

日	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所					
	対象期間において、全ての原子炉が停止中					
			実施期間	結果 / 特記事項		
	施設 定期検査		平成 23 年 5月 21日 ~ (実施中)			
	保安検査	第1回	平成 27 年 6月 1日~ 6月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
		第2回	平成 27 年 8月 31 日 ~ 9月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
		第3回	平成 27年 11月 30日~12月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
		第4回	平成 28年 2月 22日 ~ 3月 4日	検査結果取りまとめ中。		

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

第 1、2 号機については、廃止措置中(原子炉領域周辺設備解体撤去期間中)。対象期間において、第 3 ~ 5 号機は停止中。

(第1、2号機(廃止措置中))

		実施期間	結果 / 特記事項
保安検査	第1回	平成 27年 8月 26日~ 9月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成 28年 2月 22日~ 3月9日	検査結果取りまとめ中。

(第3~5号機)

	実施期間	結果 / 特記事項
第3号機	平成 22 年 11 月 29 日 ~ (実施中)	
第4号機	平成 24 年 1月 25 日 ~ (実施中)	
第5号機	平成 24 年 3月 22 日 ~ (実施中)	
第1回	平成 27年 6月 10日~6月 26日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第2回	平成 27 年 8月 26 日~9月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第3回	平成 27年 11月 24日~12月 10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成 28 年 2 月 22 日 ~ 3 月 9日	検査結果取りまとめ中。
	第 4 号機 第 5 号機 第 1 回 第 2 回 第 3 回	第 3 号機 平成 22 年 11 月 29 日 ~ (実施中) 第 4 号機 平成 24 年 1 月 25 日 ~ (実施中) 第 5 号機 平成 24 年 3 月 22 日 ~ (実施中) 第 1 回 平成 27 年 6 月 10 日 ~ 6 月 26 日 第 2 回 平成 27 年 8 月 26 日~9 月 11 日 第 3 回 平成 27 年 11 月 24 日 ~12 月 10 日

その他 平成27年6月17日に第4号機において、運転上の制限の逸脱が発生、同日中に復帰(第 1回保安検査で確認)。

北陸電力株式会	陸電力株式会社 志賀原子力発電所					
対象期間に	こおいて、全	おいて、全ての原子炉が停止中				
		実施期間	結果 / 特記事項			
施設	第1号機	平成 23 年 10 月 8 日 ~ (実施中)				
定期検査	第2号機	平成 23 年 3月 11日 ~ (実施中)				
保安検査	第1回	平成 27 年 6月 1日 ~ 6月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。			
	第2回	平成 27 年 8月 31 日 ~ 9月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。			
	第3回	平成 27 年 11 月 30 日 ~ 12 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。			
	第4回	平成 28 年 2月29日~3月11日	検査実施中。			
その他	平成 26 年 2	2月から敷地内破砕帯調査を実施中。				

日本原子力発電	日本原子力発電株式会社 敦賀発電所					
対象期間に	対象期間において、全ての原子炉が停止中					
		実施期間	結果 / 特記事項			
施設	第1号機	平成 23 年 1月 26 日 ~ (実施中)				
定期検査	第2号機	平成 23 年 8月 29日 ~ (実施中)				
保安検査	第1回	平成 27 年 6月 1日 ~ 6月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。			
	第2回	平成 27 年 8月 31 日 ~ 9月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。			
	第3回	平成 27 年 11 月 30 日 ~ 12 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。			
	第 4 回	平成 28 年 2 月 29 日 ~ 3 月 11 日	検査実施中。			

関西電力株式会	周西電力株式会社 美浜発電所				
対象期間に	対象期間において、全ての原子炉が停止中				
	実施期間 結果 / 特記事項				
施設	第1号機	平成 22 年 11 月 24 日 ~ (実施中)			
定期検査	第2号機	平成 23 年 12 月 18 日 ~ (実施中)			
	第3号機	平成 23 年 5月 14日 ~ (実施中)			
保安検査	第1回	平成 27 年 6月 1日 ~ 6月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
	第2回	平成 27 年 8月 31 日 ~ 9月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
	第3回	平成 27 年 11 月 30 日 ~12 月 11 日	保安規定違反(監視)を確認。		
	第4回	平成 28 年 2月 29 日 ~ 3月 16 日	検査実施中。		

関西電力株式会社 大飯発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設	第1号機	平成 22 年 12 月 10 日 ~ (実施中)	
定期検査	第2号機	平成 23 年 12 月 16 日 ~ (実施中)	
	第3号機	平成 25 年 9月 2日 ~ (実施中)	
	第 4 号機	平成 25 年 9月 15日 ~ (実施中)	
保安検査	第1回	平成 27 年 6月1日~6月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成 27 年 8月31日~ 9月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成 27 年 11 月 30 日~12 月 11 日	保安規定違反(監視)を確認。
	第4回	平成 28 年 2月29日~3月11日	検査実施中。

西電力株式会	会社 高浜発	電所		
第3号機に	号機については平成 28 年 1 月 29 日、第 4 号機については平成 28 年 2 月 26 日に原子炉起動			
		ctz +/- +tg HH	外田 / 野 古 古	
	tota . H tota	実施期間	結果 / 特記事項	
施設	第1号機	平成 23 年 1月 10 日 ~ (実施中)		
定期検査	第2号機	平成 23 年 11 月 25 日 ~ (実施中)		
	第3号機	平成 24 年 2月 20日 ~	 検査結果:良	
	37 6 7 1%	平成 28 年 2月 26 日	快量和水: 民	
	第 4 号機	平成 23 年 7月 21 日 ~ (実施中)		
使用前	第3号機	平成 27年 8月17日~	 検査結果:合格	
使用削	男 3 万機 	平成 28 年 2月 26 日	快宜福未:百俗	
検査	第4号機	平成 27 年 10 月 21 日~ (実施中)		
保安検査	第1回	平成 27 年 6月1日~6月12日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第2回	平成 27 年 8月 31 日 ~ 9月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第3回	平成 27年 10月 26日 ~ 11月 13日	保安規定違反(監視)を4件確認。	
	安全確保上	:重要な行為等の保安検査(第3号機)		
		平成 27 年 12 月 24 日~12 月 30 日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成 27 年 12 月 30 日~ 1 月 5 日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第4回	平成 28 年 2月 29日 ~ 3月 11日	検査実施中。	
	安全確保上	:重要な行為等の保安検査(第3号機)		
		平成 28 年 1 月 7 日~ 1 月 21 日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成 28 年 1月 22 日~ 2月 5日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上	重要な行為等の保安検査(第4号機)	1	
		平成 28 年 1月 29 日~ 2月 5日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成 28 年 2 月 4 日~ 2 月 15 日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成 28 年 2 月 19 日~ (実施中)		

中国電力株式会社 島根原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設 定期検査 使用前 検査

保安検査

	実施期間	結果 / 特記事項
第1号機	平成 22 年 11 月 8 日 ~ (実施中)	
第2号機	平成 24 年 1月 27 日 ~ (実施中)	
		原子力発電工作物の保安に関する省
第3号機	建設段階における使用前検査実施中	令第 17 条の表中三の工事の工程まで
		実施済み。
第1回	平成 27 年 5月 25 日 ~ 6月 5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第2回	平成 27 年 8月 31 日 ~ 9月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第3回	平成 27 年 11 月 30 日 ~ 12 月 11 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成 28 年 2月 22 日 ~ 3月 4日	検査結果取りまとめ中。

その他

保安検査期間外の6月26日、低レベル放射性廃棄体を作成するモルタル固化装置に設置されているモルタル添加水電磁流量計等の点検が行われていなかったことが判明し、保安規定違反(監視)と判定した。

四国電力株式会社 伊方発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設 定期検査

保安検査

実施期間 結果 / 特記事項 平成 23 年 9 月 4 日 ~ (実施中) 第1号機 第2号機 平成 24 年 1月 13 日 ~ (実施中) 第3号機 平成 23 年 4月 29日~ (実施中) 第1回 平成 27年 5月 25日~6月 5日 安全上、特段留意すべき事項なし。 平成 27 年 8月 31日 ~ 9月 11日 第2回 安全上、特段留意すべき事項なし。 第3回 平成 27年 11月 30日~12月 11日 安全上、特段留意すべき事項なし。 平成 28 年 2月 22 日 ~ 3月 4日 第4回 検査結果取りまとめ中。

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

施設 定期検査

保安検査

	実施期間	結果 / 特記事項
第1号機	平成 23 年 12 月 1 日 ~ (実施中)	
第2号機	平成 23 年 1月 29 日 ~ (実施中)	
第3号機	平成 22 年 12 月 11 日 ~ (実施中)	
第 4 号機	平成 23 年 12 月 25 日 ~ (実施中)	
第1回	平成 27年 6月 1日~ 6月 12日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第2回	平成 27年 8月 24日 ~ 9月 4日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第3回	平成 27年 11月 30日~12月 11日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成 28 年 2月 29日~ 3月 11日	検査実施中。

九州電力株式会社 川内原子力発電所

第1号機については平成27年8月11日に、第2号機については平成27年10月15日に原子炉起動

施設	
定期検査	

使用前 検査

保安検査

	実施期間	結果 / 特記事項
第1号機	平成 23 年 5月 10日 ~ 平成 27 年 9月 10日	検査結果:良
第2号機	平成 23 年 9月 1日~ 平成 27 年 11 月 17 日	検査結果:良
第1号機	平成 27年 3月30日~9月10日	検査結果:合格
第2号機	平成 27年 6月 10日~11月 17日	検査結果:合格
第1回	平成 27 年6 月 8 日 ~6 月 26 日	保安規定違反(監視)を2件確認。
安全確保上	重要な行為等の保安検査(第1号機)	
	平成 27年7月6日~7月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成 27年7月12日~7月22日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成 27年7月23日~8月3日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成 27 年 7 月 31 日~9 月 28 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成 27 年 8 月 3 日~9 月 1 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
安全確保上	重要な行為等の保安検査(第2号機)	
	平成 27 年 7 月 31 日~9 月 28 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第2回	平成 27年 9月 7日~ 9月 18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
安全確保上	重要な行為等の保安検査(第1号機)	
	平成 27 年 10 月 30 日~12 月 28 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
安全確保上	重要な行為等の保安検査(第2号機)	
	平成 27 年 9 月 10 日~9 月 16 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成 27 年 9 月 16 日~9 月 28 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成 27 年 9 月 29 日~10 月 8 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成 27 年 10 月 8 日~11 月 2 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成 27 年 10 月 30 日~12 月 28 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第3回	平成 27年 11月 30日~12月 11日	保安規定違反(監視)を確認。
第4回	平成 28年 2月 22日 ~ 3月 4日	検査結果取りまとめ中。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ					
対象期間において、原子炉が停止中 (建設中)					
	実施期間	結果 / 特記事項			
	・建設段階における使用前検査(性能検・非常用ディーゼル発電機(B)(シリ置(機器の機能維持を目的とした取替)	ンダーヘッド落下による修理)、計測装 に係る使用前検査を実施した。			
第1回	平成 27 年 6月 4日~ 6月 24日	保安規定違反(違反1件、監視1件) を確認。			
第2回	平成 27年 9月 3日~ 9月 16日	保安検査期間中において、事実関係が 確定せず、保安検査の結果を判定でき なかった。			
第3回	平成 27 年 12 月 3 日~ 12 月 16 日	保安規定違反(監視)を確認。			
第4回	平成 28 年 3 月 3 日 ~ 3 月 16 日	検査実施中。			
・平成 27 年 7 月 17 日に点検中の非常用ディーゼル発電機(B)のシリンダーヘッド(No 7)を落下させ、シリンダーヘッドのインジケータコックに変形が確認された。平成 27 年 8					
	月 28 日(平成 27 年 9 月 29 日補正)、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、				
平成 27 年 1	11 月 25 日、原子力規制委員会にて本件事	5象の再発防止策及び水平展開は概ね妥当			
なものと判	断する評価を行った。				
係を確定す	るため、原子炉等規制法に基づく報告徴収	仅を行い、平成 27 年 10 月 21 日、日本原			
子力研究開	発機構から報告を受領した。				
・平成 27 年	F11 月 4 日、上記のシリンダーヘッドの	インジケータコックに変形が確認された			
事象及び重	要度分類が適切に設定されていなかった	件について、品質保証の観点から保安規			
定違反(違	反2件)と認定した。				
・平成 27年	F11 月 13 日、原子力規制委員会は、これ	までのもんじゅに係る一連の経緯と問題			
点を踏まえ	、日本原子力研究開発機構はもんじゅの	出力運転を安全に行う主体として、必要			
な資質を有	していないと考え、原子力規制員会設置	法(平成 24 年法律第 47 号)第 4 条第 2			
項の規定に	基づき、文部科学大臣に対し、機構に代	わってもんじゅの出力運転を安全に行う			
能力を有す	ると認められる者を具体的に特定するこ	と等を勧告した。			
	第第第第・7月平な・係子・事定・点な項の、 1回回回回成を82の2確研成及反成踏質規で、 27を下で年判保す開発重達を定の 2 を 27で、 27 まを定	実施期間			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターふげん 廃止措置中(使用済燃料搬出期間中) 実施期間 結果 / 特記事項 平成 27 年 11 月 25 日 ~ 施設 検査結果:良 平成 27 年12 月25 日 定期検査 安全上、特段留意すべき事項なし。 保安検査 第1回 平成 27 年 5月 25日~ 5月 29日 第2回 平成 27年 8月 24日~ 8月 28日 安全上、特段留意すべき事項なし。 第3回 平成 27年 11月 24日~11月 27日 安全上、特段留意すべき事項なし。 第4回 平成 28年 2月 15日~ 2月 19日 検査結果取りまとめ中。

※原子炉等規制法に基づき、保安検査は、年4回、廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉施設については 年4回以内行うこととされている。

例えば、表中の「第3回」は、平成26年度第3回目の保安検査であることを示す。

※平成28年3月10日時点の情報を記載している。

表8 運転期間延長認可の申請に係る審査状況

(平成27年3月11日~平成28年3月10日)

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	認可日	運転開始以後 40 年 を経過する日
	高浜発電所 (1 号炉)	平成 27 年 4 月 30 日	4	1	平成 28 年 7 月 7 日**1
関西電力 (株)	高浜発電所 (2 号炉)	平成 27 年 4 月 30 日	4	_	平成 28 年 7 月 7 日**1
	美浜発電所 (3号炉)	平成 27年 11月 26日	1	_	平成 28 年 11 月 30 日

※1:原子力規制委員会設置法附則第25条第2項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成27年4月8日から同年7月8日までの間が申請期間。

表9 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請に係る審査状況

(平成 27 年 3 月 11 日~平成 28 年 3 月 10 日)

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	認可日	運転開始以後 30 年又 は 40 年を経過する日
東北電力(株)	女川原子力発電所 1 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 11 月 6 日		平成 26 年 5 月 21 日	平成 26 年 6 月 1 日
	福島第二原子力発電所 2 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 7 月 31 日	_*4	平成 26 年 1 月 22 日	平成 26 年 2 月 3 日
東京電力(株)	福島第二原子力発電所 3 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 6 月 20 日	_*4	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 6 月 21 日
	柏崎刈羽原子力発電所 1 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 9 月 16 日	_*4	平成 27 年 9 月 14 日	平成 27 年 9 月 18 日
	高浜発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 11 月 12 日	*4	平成 26 年 11 月 12 日	平成 26 年 11 月 14 日
	高浜発電所 3 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 1 月 15 日	2	平成 27 年 11 月 18 日**3	平成 27 年 1 月 17 日
	高浜発電所 4 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 6 月 3 日	2	平成 27 年 11 月 18 日**3	平成 27 年 6 月 5 日
関西電	高浜発電所 2 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 11 月 11 日	_*4	平成 27 年 4 月 8 日	平成 27 年 11 月 14 日
力(株)	高浜発電所 1 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 4 月 30 日	4	_	平成 28 年 7 月 7 日**1
	高浜発電所 2 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 4 月 30 日	4	_	平成 28 年 7 月 7 日**1
	美浜発電所 1 号炉 (冷温停止維持のみ)	平成 27 年 9 月 29 日	_*4	平成 27 年 11 月 17 日	*2
	美浜発電所 3 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27年 11月 26日	1	_	平成 28 年 11 月 30 日
中国電力(株)	島根原子力発電所1号炉 (40年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 9 月 27 日	*4	平成 26 年 2 月 26 日	平成 26 年 3 月 29 日

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	認可日	運転開始以後30年又は40年を経過する日
	川内原子力発電所 1 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 25 年 12 月 18 日	2	平成 27 年 8 月 5 日**3	平成 26 年 7 月 4 日
九州電力(株)	玄海原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 10 月 10 日	*4	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 10 月 15 日
	川内原子力発電所 2 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 11 月 21 日	3	平成 27 年 11 月 18 日	平成 27 年 11 月 28 日
日本原 子力発 電(株)	敦賀発電所 2 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 28 年 2 月 15 日	_*4	_	平成 29 年 2 月 17 日

※1:原子力規制委員会設置法附則第25条第2項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成27年4月8日から同年7月8日までの間が申請期間。

※2:原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の見直しに伴う長期保守管理方針の変更。

※3:原子力規制委員会において了承した方針に基づき、新規制基準適合性審査を踏まえつつ、高経年化 対策の審査を実施。

※4:原子力規制委員会において了承した方針に基づき、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについては、原子力規制庁が審査を実施しその結果を原子力規制委員会に報告し決裁を得る。

表10 原子力発電所敷地内破砕帯調査の評価会合等の開催状況

(平成27年3月11日~平成28年3月10日)

社角双 電形	会合及び現地調査等 (回)			
対象発電所	評価会合等	現地調査等		
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	1	1		
関西電力美浜発電所	3	0		
北陸電力志賀原子力発電所	4	1		

[※]評価会合等には、事前会合及びピア・レビュー会合を含む。

表11 特定原子力施設に係る実施計画の認可・検査の状況

(平成 27 年 3 月 11 日~平成 28 年 3 月 10 日)

認可・検査の種類	件数
実施計画の変更認可	38
使用前検査の終了	51
試験使用の承認	0
一部使用の承認	8
使用前検査の省略の指示	0
溶接検査の終了	29
輸入溶接検査の終了	31
施設定期検査の終了	1
保安検査	5